

がん検診実施のための指針（乳がん検診）

1 目的

乳がんの罹患率および死亡率は年々増加しつつあるが、早期に発見し治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。

そこで、乳がん検診を実施し、乳がんに関する正しい知識および乳房を意識する生活習慣（以下「ブレスト・アウェアネス」という。）の普及、啓発を図るとともに、乳がんの早期発見、早期治療に努めることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町とする。

3 対象者

当該市町の区域内に居住する40歳以上の女性とし、原則として同一人について2年に1回行う。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。

前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、受診機会は必ず毎年度設けることとする。

※対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

4 実施体制

この事業を効果的に実施するため、各関係機関は次の役割を果たす。

(1) 市町は、医療機関、地域医師会等と協議し、地域の実情に即した検診実施計画を策定する。ただし集団検診においては、1人当たり半日の受診人員はおおむね50人から60人までとする。

また、検診担当医師、検診実施機関の確保に努めるとともに、事業の実施に当たっては、広報活動や検診事業の円滑な実施を図り、受診勧奨、受診者の管理、地域住民の保健指導等を行う。

(2) 県保健所は、市町が事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な指導、援助、連絡調整、保健医療情報の提供を行う。

(3) 県は、検診実績の集計、分析を行い、その成果を滋賀県がん検診精度管理事業がん検診検討会乳がん部会（以下「乳がん部会」という。）等関係団体に報告する。また、乳がん部会により、検診の効果や効率を評価し、検診の実施方法を見直すとともに、検診の精度管理を実施する。また、検診に従事する者の資質の向上を図るため、乳がん部会の指導のもとに検診従事者指導講習会を開催する。

5 検診担当医、検診実施医療機関の届出登録

(1) 検診担当医の届出登録

市町は、乳がん検診に関して県が実施する従事者講習会を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医を確保し、乳がん部会へ届出を行う。（様式1）

乳がん部会は、研修・講習の受講状況等を確認の上、乳がん検診担当医名簿に登載する。

なお、検診担当医は、継続して研修・講習を受講することが望ましい。

(2) 一次検診実施医療機関の届出登録

乳がんの一次検診を実施しようとする医療機関は、乳がん検診に関して県が実施する従事者講習会を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医を確保の上、乳がん部会に届出を行う。（様式2）

乳がん部会は、担当医の研修・講習の受講状況等を確認の上、乳がん一次検診実施医療機関名簿に登載する。

(3) 精密検査実施医療機関の届出登録

乳がんの精密検査を実施する医療機関は、次の条件を満たす医療機関とし、乳がん部会への届出を行う。(様式3)

乳がん部会は内容を検討の上、乳がん精密検査実施医療機関名簿に登載し、県は市町等関係機関に対し登録施設の周知を図る。

(ア) 次の1) から4) の検査を行い、確定診断がなされる医療機関とする。

- 1) 問診、視触診
- 2) 乳房エックス線撮影
- 3) 超音波検査(表在型超音波装置によること)
- 4) 細胞診・組織診

(イ) 精密検査結果等の追跡調査に協力できること。

6 検診の内容

検診の項目は、質問(医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、(1)の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。)および乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)とする。

なお、視診および触診(以下「視触診」という。)は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施する。

(1) 質問

質問に当たっては、検診票(様式4)により、現在の症状、月経に関する事項および妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、既往症、家族歴、過去の検診受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

(2) 乳房エックス線検査

(ア) 乳房エックス線写真の実施機関は、当該以下の基準を満たす装置を備える。

日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量および画質基準を満たすこと。

なお、日本乳がん検診精度管理中央機構(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会および日本超音波検査学会により構成される委員会をいう。以下同じ。)が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影をすることが望ましい。

(イ) 乳房エックス線撮影

前項に規定する撮影装置を用いて、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。

なお、40歳以上50歳未満の対象者については内外斜位方向撮影とともに頭尾方向撮影も併せて行う。

また、50歳以上の対象者にも頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。

(ウ) 読影

読影室の照度やモニタ、シャウカステンの輝度に十分配慮し、ソフトコピー診断においてはマンモグラフィに適した読影モニタを使用する等読影環境を整えた上で、十分な経験を有する医師(日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会またはこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい)による読影を行うことを原則とし、2名以上の医師が同時にまたはそれぞれ独立して読影する。過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

(エ) 機器等の品質管理について

実施機関は、撮影装置、現像機およびモニタ、シャウカステン、読影モニタ、その

他の当該検査に係る機械等について、日常的かつ定期的な品質管理を行わなければならない。

(オ) その他

アからエの詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き—精度管理マニュアル—第7版」（日本医事新報社・令和2年2月27日）等を参考とする。

(3) 視診を実施する場合の留意点

視診に当たっては、乳房の対称性（大きさおよび形）、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫、発赤、乳頭陥凹および乳頭びらんの有無について観察する。

(4) 触診を実施する場合の留意点

触診は、指腹法、指先交互法等により、両手で乳房の内側から外側（または外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって、乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う。

(ア) 乳房の触診

腫瘍、結節および硬結の有無、性状等を診察する。

(イ) リンパ節の触診

腋窩リンパ節および鎖骨上窩リンパ節の腫張の有無、性状等を診察する。

(ウ) 乳頭の触診

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。

7 結果の通知および事後指導

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を検診票に記録し（様式4、5）、受診者に速やかに通知する。なお、個別検診については、検診実施医療機関は、検診結果を検診票により市町にも速やかに報告する。

(1) 「要精検」と区分された者には、精密検査の必要性を説明し、精密検査実施医療機関において受診するよう指導する。（様式6）

この際、受診者に精密検査依頼書兼結果票（様式7）を手交し、医療機関受診の際これを手渡すよう併せて指導する。

(2) 「精検不要」と区分された者については、次回の検診受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一環としての乳房の自己触診に関する指導をする。なお、有所見者についても、適切な受診がなされるよう指導する。

8 記録の整備および発見患者の追跡調査

市町は、精密検査実施医療機関等の協力を得て、検診の効果、効率の評価の基礎となる検診記録の整備、発見がん患者の追跡調査に努める。

検診記録の整備、追跡調査の実施に当たっては、プライバシーの保護に留意し、個人情報調査目的外に利用されることのないようこれを厳守する。

(1) 市町は、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、画像の読影の結果（視触診を実施した場合は、視触診の結果を含む）、精密検査の必要性の有無、医療機関における精密検査受診の有無および受診結果等を記録し、乳房エックス線写真とともに少なくとも5年間保存することとする。（様式8）

また、「地域保健・健康増進事業報告」を県に報告する。

(2) 精密検査実施医療機関は、精密検査の結果について、市町に報告する。（様式7）

(3) 県は、市町からの報告のあった「地域保健・健康増進事業報告」から、乳がん検診状況、精密検査の受診状況、がん発見状況について把握し、検診実績の集計・評価を行ない、乳がん部会等関係機関に報告する。

9 事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、適切な方法および精度管理の下で実施することが

不可欠であることから各機関が事業評価を行う。

- (1) 市町は、チェックリスト(市町村用)を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、県保健所、地域医師会および検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、乳がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定および実施方法等の改善を行う。
- (2) 県は、乳がん部会において、地域がん登録および全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法および精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援および検診実施機関に対する指導を行う。
- (3) 検診実施機関
 - ① 検診実施機関は、適切な方法および精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診実施機関用)を参考とするなどして、乳房エックス線検査等の精度管理に努める。
 - ② 検診実施機関は、乳がんに関する正確な知識および技能を有するものでなければならない。
 - ③ 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努められなければならない。
 - ④ 検診実施機関は、乳房エックス線写真および検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
 - ⑤ 検診実施機関は、乳がん部会における検討結果を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努める。
 - ⑥ 検診実施機関は、病院または診療所以外の場所で医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - ア 検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師および緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
 - イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
 - ウ 乳房エックス線写真撮影や緊急時のマニュアルを整備する。
 - エ 乳房エックス線検査にかかる必要な機器および設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
 - オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

10 乳がんの予防についての指導

乳がんは日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり(腫瘍)が触れるなどの自覚症状を認めることによって発見される場合があることから、乳がん検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関の受診、またその際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について普及啓発を図るよう努める。

11 周知徹底

市町は、この事業の実施について各種団体などを通じて住民に周知するとともに、積極的な受診を進めるため、広報活動に努める。

12 その他

この指針に定めのないことについては、市町、県保健所、健康医療福祉部担当課において協議の上定める。

- 附則 この指針は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。